

<制度改正のお知らせ 令和3年8月から>

負担限度額認定（食費・居住費の軽減）の 内容が一部変更されます

①令和3年8月から資産要件（預貯金等）の上限額が変わります

令和3年7月まで、資産要件は一律、単身1,000万円以下（夫婦2,000万円以下）でしたが、令和3年8月からは、利用者負担段階の第3段階が①と②に細分化され、各段階において異なる資産要件が設定されます。

例えば、現在、利用者負担段階の第2段階または第3段階で認定を受けており、資産額が単身で700万円の場合、令和3年8月からは資産要件を満たさなくなり、認定を受けられなくなります。

利用者負担段階	所得要件	資産要件（預貯金等）	
		令和3年7月まで	令和3年8月から
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得額と年金収入額（課税+非課税）が80万円以下の人		単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得額と年金収入額（課税+非課税）が80万円超120万円以下の人		単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得額と年金収入額（課税+非課税）が120万円超の人		単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下

※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合は、1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。

②令和3年8月から食費の負担上限額が変わります

令和3年8月から、第1段階以外は、施設利用と短期入所（ショートステイ）利用で、異なる食費の負担上限額になります。

利用者負担段階	居住費 (滞在費)	食費		
		令和3年7月まで 施設・短期入所	令和3年8月から	
			施設	短期入所
第1段階	変更なし	300円	300円	300円
第2段階		390円	390円	600円
第3段階①		650円	650円	1,000円
第3段階②			1,360円	1,300円

◆資産要件（預貯金等）の引き下げによる具体的な影響例

例) 世帯全員 → 住民税非課税

夫 の年金収入額（課税+非課税）とその他合計所得額の合計金額 → 80万円超

妻 の年金収入額（課税+非課税）とその他合計所得額の合計金額 → 80万円以下

夫 の預貯金等の資産額 → 800万円

妻 の預貯金等の資産額 → 800万円

合計 1,600万円

令和3年7月まで		令和3年8月から	
夫	第3段階で認定	夫	<u>認定は受けられません（食費・居住費は軽減されません）</u> ※合計資産額が1,550万円を超えているため
妻	第2段階で認定	妻	第2段階で認定 ※合計資産額が1,650万円を超えていないため